

令和 7 年

第 1 7 回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和 7 年 7 月 28 日 (月)

伊勢原市農業委員会

## 第17回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年7月28日（月）午前10時15分から10時45分まで

2 開催場所 伊勢原市役所2階 2C会議室

3 委員在任定数 9名

1 梶 政博	6 田中 真紀子
2 重田 千秋	7 麻生 伸一
3 古屋 幸男	8 越水 一雄
4 今井 恵美子	9 大木 克美
	10 鈴木 雅之

4 出席委員数 8名（その他、農地利用最適化推進委員11名出席）

5 欠席委員 鈴木 雅之

6 署名委員 田中 真紀子  
麻生 伸一

7 議長 大木 克美

8 事務局職員出席者 田中 則行  
田伏 弘之  
山田 直哉  
岸 好夫

9 傍聴者 なし

10 審議事項  
(1) 報告  
第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について  
(2) 議案  
第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について  
第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
第4号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認について

11 審議内容 (開会 午前10時15分)

[事務局] 在任定数9名、出席委員8名により定足数に達していることを報告します。

本日、鈴木会長が他の公務により欠席となりますので、本日の総会は、

農業委員会等に関する法律第5条第5項により、会長職務を代理するものとして、伊勢原市農業委員会規程により、大木克美 会長職務代理により議事進行をお願いします。

〔議長〕 只今より第17回伊勢原市農業委員会総会を開催します。

本日の審議事項は、報告4件、議案4件となっております。

〔議長〕 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局〕 相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。

報告第1号のとおり、大山区で1件、成瀬地区で1件、大田地区で1件の届出を受理しました。

なお、第三者への斡旋については、希望はありませんでした。

〔議長〕 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

〔議長〕 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局〕 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、届出をすることとされています。

報告第2号のとおり、比々多地区で1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

〔議長〕 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

〔議長〕 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局〕 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、届出をすることとされています。

報告第3号のとおり、伊勢原地区で1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

なお、報告第3号の1は昭和48年頃に個人住宅に転用されたものです。

〔議長〕 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

〔議長〕 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局〕 相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。

報告第4号のとおり、高部屋地区で1件、大田地区で1件の証明願いがありました。

報告第4号の1について、対象農地は上粕屋字東峯岸に2筆、面積は1,549.81平方メートルです。

6月13日に事務局で現地調査を行い、柿・ナス・トマトなどの作付けを確認しています。

6月18日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

報告第4号の2について、対象農地は上平間字上郷に2筆、同字稻荷山前に8筆、同字善光に1筆、同字堤に1筆、同字七々町に8筆、合計20筆、9,424.61平方メートルです。

6月13日に事務局で現地調査を行い、ネギ・にんじん・いんげん・里芋・梅・さつまいも・水稻の作付けを確認しています。

6月18日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

何か質問がございましたらお願ひします。

【 質疑なし 】

無いようですので、議案に移ります。

議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局から説明をお願いします。

租税特別措置法において「農業を営んでいた被相続人から農地を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合または特定貸付けを行う場合には、相続人が農業の継続または特定貸付けを行っている場合に限り、相続税等の納税猶予がされる」と規定されています。

この適用を受けるためには、相続人は農業委員会より「相続人が相続税の申告期限まで農業経営を開始し、その後引き続き農業経営を行うと認められる者に該当すること」の証明を受け、税務署に提出する必要があります。

議案第1号のとおり、成瀬地区で1件の証明願いがありました。

議案第1号の1について、申請人は市内にお住まいの方で、被相続人の子です。対象農地は、東富岡字西ノ台に2筆、3,874平方メートルです。

被相続人の生前より、被相続人、相続人の2者で農業経営が行われていました。

現在は、相続人及び相続人の妻を中心に農業経営が行われており、今後も農業経営を継続していく意思を示されています。

7月22日に相続人立会のもと、地区担当委員及び事務局で現地調査を行い、イタリアンライグラスの刈り込み跡を確認しており、適正に耕作されていることを確認しました。

事務局の説明が終わりました。議案第1号の1について、地区担当委員から補足説明がありましたらお願ひします。

申請人は、地域で規模の大きい酪農を営む者で、イタリアンライグラスという牧草を栽培しており、営農状況も機械類も保有状況も確認しました。適格であると思います。

〔議長〕

〔議長〕

〔事務局〕

〔議長〕

〔地区担当委員〕  
(成瀬地区)

〔議長〕 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。  
議案第1号の1について、何か質問、意見がございましたらお願ひします。

【質疑なし】

〔議長〕 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第1の1について、「適格者として証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

〔議長〕 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「適格者として証明とする」こととします。

〔議長〕 議案第2号、農地法第3条の規定により許可申請について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局〕 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。議案第1号のとおり、大田地区で1件の申請がありました。

議案第2号の1について、申請地は小稻葉字田中の1筆、1,153平方メートルです。この土地は、従来3名により共有され、持分3分の1ずつ所有しておりました。今回の申請により、譲渡人の持分3分の1を譲受人に所有権移転するもので、報告第1号の3の届出による権利取得と合わせ、譲受人の単独所有となります。

現在、譲受人は、伊勢原市内で11.5アール、平塚市内で約60アールの農地を所有し、稲作や露地野菜を栽培し、農地を経営しております。

7月17日に事務局と地区担当委員の合同で現地調査を行いました。農地法第3条の3要件については、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、耕運機、田植機などの栽培に必要な機械の所有等が確認したことから、効率的に利用することが出来ると考えます。

申請農地については、譲受人が稲作を行っていることを確認しました。また、他の経営農地は、平塚市農業委員会に確認し、効率よく利用されていることを確認しています。

法令遵守の状況についても、違法行為はありません。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人が農作業に常時従事しており、農業経験も30年ほどあります。

要件3「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めることです。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1について、地区担当委員から補足説明がありましたらお願ひします。

[地区担当委員] 事務局との確認とは別に、7月22日地区担当委員でも現地確認しています。

従前より、譲受人が水稻を耕作しているものであり、他の農地においても、水稻や梨の栽培もされており、問題ないものと思います。

[議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。

議案第2号の1について、何か質問、意見がございましたらお願ひします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の1について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可する」こととします。

[議長] 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について、農業委員会の意見を求められます。議案第3号のとおり、今回、2件の申請がありました。

議案第3号の1について、申請地は、上粕屋字御伊勢森の1筆、面積458平方メートルを資材置場として使用するものです。

譲受人は市内西富岡の工務店であり、所有権を移動するものです。

譲受人は、県内で主にリフォーム工事を受けている建設会社で、事務所に併設した既存資材置場からの移設として、近くの農地を資材置場に転用します。

申請地の立地基準は、宅地・事業用施設などに隙間なく囲まれ、なおかつ、その一団の農地面積が30アール未満なので第3種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準について敷地は砂利敷きして周囲はコンクリートブロック2段積みで仕切れます。周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。

議案第3号の2について、申請地は上平間字浮蓋の1筆の一部、面積は607平方メートルのうちの268.67平方メートルです。

譲受人は横浜市内の土木会社であり、賃貸借により権利移動するものです。

譲受人は、相模川西部用水路の令和7年度大城第2隧道改修工事を受注したことにより工事中の仮設資材置場として、一時使用するため転用するものです。

一時転用期間満了の令和8年3月31日までに農地復元して土地所有者に戻ります。

申請地の立地基準は、宅地や山林・雑種地に囲まれた農地の広がりは10ヘクタール以上であることから第1種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準について、土木シートを引いて敷鉄板にて養生して盛土します。周囲は土嚢と1.8メートルのネットフェンスで囲みます。

仮設資材置場としては現場事務所、トイレ、移動式クレーンなどを置くもので、北側の道路との高低差があるので15パーセントのスロープにより重機の作業道として使用します。

計画としては周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひします。

7月23・24日に現地確認をしました。

現地の状況より、転用により周辺に影響することも考えづらく、特段の意見はありません。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第3号の1について、何か質問、意見がございましたらお願ひします。

【質疑なし】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第3号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり許可相当とする」とこととします。

[議長] 議案第3号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひします。

7月22日に地区担当委員にて現地確認しました。

事務局説明のとおり、譲渡人が歪な土地にて家庭菜園をやられており、今回の転用によって周囲への影響の少ないと思われます。一時転用であることも含み問題ないと思います。

[議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。

議案第3号の2について、何か質問、意見がございましたらお願ひします。

【質問なし】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第3号の2について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員。よって、議案第3号の2については、「原案のとおり許可相当とする」こととします。

[議長] 議案第4号、農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が農地中間管理事業の実施により、賃借権の設定等を行おうとするときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、県農業会議が農用地利用集積等促進計画を定め、神奈川県知事の許可を受ける必要があります。

のことから、同法第18条第11項の規定に基づき、農地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、地域農業の実態を把握している農業委員会が県農業会議に対し、当計画を定めるよう要請することができるため、議案第4号のとおり、今回申出のあった伊勢原地区で1件、成瀬地区で3件、大田地区で1件の計5件の貸借に対し当該計画に定めることの要請についての審議をお願いします。

議案第4号伊ー1について、地域計画区域外の農地1筆を使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、約10.5アールの規模を耕作している農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしています。

議案第4号成ー1について、地域計画区域外の農地2筆を使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、約59.1アールの規模を耕作している農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしています。

議案第4号成ー2について、地域計画区域外の農地2筆を使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、約59.1アールの規模を耕作している農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしています。

議案第4号成ー3について、地域計画区域外の農地2筆を使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、約59.1アールの規模を耕作している農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしています。

議案第4号大ー1について、地域計画区域内の農地2筆を使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、約59.1アールの規模を耕作している農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしています。

この申出は伊勢原市長より「地域計画の達成に資する」との回答を得ています。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。

議案第4号伊ー1から大ー1までの5件について、一括議題とします。

これら 5 件について、何か質問、意見がございましたらお願ひします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り採決します。

議案第 4 号伊ー 1 から大ー 1 について、「原案のとおり承認する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第 4 号伊ー 1 から大ー 1 までについては、「原案のとおり承認する」こととします。

[議長] すべての審議がおわりました。

以上を持ちまして、第 17 回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【 10 時 45 分 終了 】